

(参考)

「医療滞在ビザ」

平成22年12月17日
外国人課

対象者	一定の経済力を有する者
対象医療機関	全ての病院及び診療所
受入分野	対象医療機関の指示による全ての行為(注2)
滞在期間	必要に応じ6ヶ月まで(注3)
一次/数次	必要に応じ数次
有効期間	必要に応じ3年まで
身元保証機関	登録されている旅行会社及び医療コーディネーター等
同伴者	必要に応じ同伴可(注4)

注1:1年間を試行期間とする。「医療滞在ビザ」の影響を検証する必要があるため、試行期間中は、要件を緩和する方向での見直しは行わない。
試行期間中であるか否かを問わず、問題がある場合には必要な見直し(要件厳格化、制度の停止を含む)を行う。

注2:人間ドック,健康診断,検診,歯科治療,療養等を含む。

注3:入院して医療を受けるため滞在期間が90日を超える場合は「在留資格認定証明書」を取得する。

注4:患者との親戚関係は問わない。